

令和 2 年

村山市木造住宅耐震診断士 派遣事業についての ご案内



村山市

村山市木造住宅耐震診断士派遣事業について

●制度の目的

大地震において木造住宅の倒壊と人的被害を軽減し、震災に強いまちづくりを推進するために、村山市が耐震診断士を派遣して住宅の耐震診断を実施するものです。

●制度概要

住宅所有者の求めに応じ、市で認定した耐震診断士を建築士事務所の団体の協力を得て派遣し、一般耐震診断を行います。

●対象区域

市内全域です。

●対象建築物

平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造 2 階建て以下の戸建て住宅です。

●事業費及び負担割

1 棟あたり 120,000 円で、本人負担が 4,000 円、残り 116,000 円を村山市と国が 1 / 2 ずつ負担します。

●実施規模

令和元年度 8 戸実施予定です。

●申し込み方法等

所定の申し込み用紙に記入のうえ、村山市建設課まで提出してください。派遣が決定しますと市から文書で日程等を連絡します。なお、本人負担の 4,000 円は診断結果通知時に市に支払うこととなります。

お問合せ・申し込み

村山市建設課建築係 TEL 5 5 - 2 1 1 1 内線 2 3 8

●耐震改修工事に関する補助金について

・村山市住宅リフォーム支援事業費補助金

住宅のリフォームで耐震補強計画にそって一部でも耐震改修工事を行えば市の補助金の限度額が嵩上げされます。

補助金額

市補助金 一般リフォーム 工事費の 10% 限度額 20 万円
(一部でも耐震補強工事を行えば限度額 30 万円になります。)

県補助金 一般リフォーム 工事費の 10% 限度額 12 万円

※世帯要件によりさらに補助金の嵩上げがあります。

・村山市木造住宅耐震改修工事費補助金

木造住宅の耐震診断により、総合評点が 1.0 未満と診断された住宅に対し、改修工事に係る費用の一部を補助します。

補助基準及び補助金額

- ・総合評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行う場合
工事費の 7/12 及び限度額 80 万円
- ・総合評点が 0.7 以上となる耐震改修工事を行う場合
工事費の 1/2 及び限度額 80 万円

※どちらの補助金も契約及び工事着工前に申請が必要になります。

※村山市住宅リフォーム支援事業費補助金と村山市木造住宅耐震改修工事費補助金は併用することができます。

別記

様式第 1 号(第4条関係)

年 月 日

村山市長 へ

申込者 (郵便番号)

住 所

氏 名

[電話番号]

村山市木造住宅耐震診断士派遣申込書

村山市木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	
	構造/階数	
	床面積	
	建築着工時期 [建築確認年月]	
	耐震診断の履歴	
備考		
整理番号		審査欄

上記備考欄には、

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更等があった場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- (3) 本年度上記とは別の住宅もこの派遣事業を希望する場合、その旨及び申し込み時期などを記載してください。